

公募型樹木等採取 応募要領

甲府河川国道事務所は、河川敷に繁茂する樹木の採取（伐採）をする方を公募します。
応募する場合は、下記事項の内容及び現地条件を確認し了承した上で応募して下さい。

1. 公募日 令和元年10月16日（水）

2. 概要

（1）名称 公募型樹木等採取に伴う公募（以下「公募型樹木等採取」という。）

（2）目的

河川敷に繁茂する樹木は、洪水時には水の流れを阻害し、更に、洪水により流出した樹木が下流の堤防や橋梁等の施設に悪影響を及ぼす恐れがあり、また、河川の状況を把握するための巡視（パトロール）やカメラによる監視等の支障となることから、甲府河川国道事務所では計画的に伐採を行っています。

これまで、経費の縮減と木材の有効活用を図るため、伐採した樹木の無料配布を行っていますが、更なる経費の縮減を図るため、樹木の伐採をする者（以下「採取者」という。）を公募します。

（3）採取箇所（資料－1 位置図参照）

①山梨県笛吹市一宮町田中地先 （笛吹川左岸 日川合流点付近）

②山梨県南巨摩郡身延町飯富地先 （早川左岸 新早川橋上流）

（4）採取期間

・令和元年12月2日（月）から令和2年3月13日（金）まで

（5）試行の取り組み

今回公募する河川内の樹木の伐採は、河川法25条において「河川内の産出物の採取」として許可が必要と規定されており、実施する方には河川法第25条の許可申請をしていただきます。

河川産出物の採取の申請は、許可を受けようとする者が随時行うものですが、公募の対象としている樹木が河川管理上の支障となる一方で、地域にとって燃料等への有用な材となることから有効活用の促進のため、従来、河川管理者が実施してきた工程の一部を、許可を受けた者（採取者）が実施するという取り組みを試行で行うものであり、樹木等の採取者を公募するものです。

（6）根拠法令

①河川法（昭和39年法律第167号、以下「法」という）第25条

【概要】河川区域内の土地において土石その他の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。

②河川法施行令（昭和40年政令第14号）第15条第1項

【概要】法第二十五条の河川の産出物で政令で指定するものは、竹木、あし、かや

その他これらに類するもので河川管理者が指定するものとする。

3. 公募への参加資格

公募への参加資格は、以下のいずれにも該当しない者としします。

- ① 過去3年間に「公募型樹木等採取」の許可を受けた者のうち、著しく不誠実な行為のあった者。
- ② 直近1年間の税を滞納している者。
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。
- ④ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者。（団体）による応募の場合）
- ⑤ 公募期間中において、会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。（団体（企業）による応募の場合）
- ⑥ その他、甲府河川国道事務所長が参加不相当と判断する者
- ⑦ 営利を目的とした伐採を行う者

4. 応募方法

（1）公募型樹木等採取応募様式の提出

- ①提出する物：「応募様式」に必要な事項を記載の上、提出して下さい。
（記載に当たっては、「記入要領」を良く確認して下さい。）
- ②提出方法：郵送、持参又は電子メールとします。
- ③提出先
 - a. 郵送する場合（住所等は「17. 連絡先等」を参照して下さい。）
 - ア. 甲府河川国道事務所 河川管理課
 - b. 持参する場合（住所等は「17. 連絡先等」を参照して下さい。）
 - ア. 甲府河川国道事務所 河川管理課
 - イ. 甲府河川国道事務所 笛吹川出張所
 - ウ. 甲府河川国道事務所 富士川中流出張所

※ 上記イ～ウの各出張所へ持参する場合は、予め電話連絡をして下さい。

 - c. メール送信する場合
メールアドレス：ktr-kf-koubo@mlit.go.jp
メールの件名を「【公募型樹木等採取への応募】〇〇 〇〇（氏名）」として下さい。また、容量を3MB以内に納めて下さい。
- ④受付期間：令和元年10月16日（水）から令和元年11月1日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。
郵送・持参の場合は令和元年11月1日（金）17時15分必着。

5. 選定の方法

(1) 選定にあたっては、応募様式の記載内容を確認の上、選定します。

なお、応募者及び希望区画数の合計が予定区画数を超える場合には、以下の者を除いた上で、抽選により選定するものとします。

- ・過去3年間に「公募型樹木等採取」の許可を受けた者のうち、「河川管理者からの指導」、「許可の取り消し」、「採取不履行」等に該当する者。

(2) 選定の結果は、令和元年11月8日（金）までに応募者全員へ通知します。

(3) 選定された方へは、選定結果の他、採取区画を併せて通知します。

6. 採取区域と採取区域に生育する樹種、樹径等の情報

(1) 採取区域及び、樹種、樹径等については、資料－2のとおり。

(2) 主体となる樹木

ハリエンジュ（ニセアカシア）

7. 採取の条件、木の枝等の持ち帰り等について

(1) 割当てられた採取区画内の樹木については、原則的には全て伐採するものとし、伐採した木について、すべて持ち帰るものとします。

なお、根及び細断された枝（直径2cm程度）については、置いていくことも可能としますが、1～2箇所にとめるなど、出来るだけ整理して下さい。

(2) 割当てられた採取区画内及び作業箇所について、日々の作業終了後には常に整理整頓に心掛けて下さい。

(3) 伐採するにあたり疑義が生じた場合は、ご相談ください。

8. 作業環境

作業に伴う進入路、車止めは、資料－3のとおり。

（進入路の整備は、11月下旬を目処に実施する予定です。）

9. 作業にあたっての注意事項及び、実施すべき安全対策について

作業にあたり下記について、注意して実施して下さい。

河川利用者や採取者の事故を未然に防止する観点から、河川管理者（甲府河川国道事務所）が、河川巡視等により採取の実施状況の把握を行い、作業の方法等について指示又は指導を行う場合があります。

(1) 作業においては、関係法令等を遵守して下さい。

(2) 指定された区間以外の樹木は伐採しないで下さい。

- (3) 隣接する区画との作業の調整については、採取者間で適切に実施して下さい。
- (4) 作業において、泥汚れや樹木片の散乱等が発生した場合は清掃を実施して下さい。
- (5) 採取者が樹木等の採取及び樹木の搬出するにあたり、周辺に生息する動植物並びに周辺環境等へ影響を与えることのないよう実施してください。
- (6) 採取行為は、法に基づく許可行為であるとともに、採取者の責任において行うものであるため、作業中の自損事故及び第三者への損害に対する賠償等は、採取者が責任を負うものであり、河川管理者は一切責任を負いません。
- (7) 河川管理施設等に対する損害については、その原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求めることがあります。
- (8) 第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、採取者は、速やかに河川管理者及び関係機関へ通報を行い適切に対応して下さい。
- (9) 不測の事態により、河川管理者から採取の停止を指示する場合があります。
なお、採取のためにそれまでに生じた費用は、採取者の負担となります。
- (10) 指示又は指導を行っても改善されない場合は、書面による是正の指導を行い、それでも改善されない場合は、許可を取り消す場合があります。
その場合、採取のためにそれまでに生じた費用は、採取者の負担となります。
また、以降の「公募型樹木等採取」において、申請者の選定から除外する場合があります。
- (11) 木がうまく切れなかった場合や安全に作業が難しい場合は〇〇に連絡してください。

10. 採取料徴収

今回は、河川法に基づく採取料の徴収を行わないものとします。（営利目的を除く。）

11. 完了報告

採取者は、採取が完了したときは、河川管理者に報告を行うこととします。

12. 履行確認

完了報告の後に、履行状況や許可条件の遵守状況について確認を行い、必要がある場合は、許可受け者に対して指導を行う場合があります。

指導を行ってもなお、許可条件を守らない場合は許可を取り消す場合があります。

このような場合や採取不履行と考えられる場合には、以降の公募において、申請者の選定から除外する場合があります。

1 3. 説明会

説明会は行わないものとします。

1 4. その他

- (1) 応募に当たっては、予め現地を確認して下さい。
- (2) 2. (3) の採取箇所については、「第2希望」まで申請できるものとします。
「第1希望」の箇所に当選できなかった場合で、且つ「第2希望」の箇所の応募者等が少なく「空き」ある場合は、「第2希望」の箇所を当選とします。（詳細は、申請様式の記入要領を参照して下さい。）
- (3) 「複数の区画の採取」を希望する場合は、それを申請できるものとします。（上限はありません。）
ただし、応募者等が多い場合には、その状況に応じ、採取できる区画数は適宜こちらで調整し、減じます。（詳細は、申請様式の記入要領を参照して下さい。）
- (4) 「希望する区画番号」がある場合は、それを申請できるものとします。
ただし、応募者等が多い場合、また希望する区画が重複する場合には、その状況に応じ、採取できる区画番号は適宜こちらで調整します。（詳細は、申請様式の記入要領を参照して下さい。）
- (5) 募集開始後に、台風等の出水により現地の状況が変わり、区画割りを変更したり、募集を取りやめる場合がありますので、予め御了承下さい。

1 5. 応募要領及び応募様式に対する質問

- (1) 応募要領及び応募様式に対する質問の提出
 - ①提出方法：質問する場合は、書面（郵送、持参、メール、又はFAX）により提出して下さい。
質問書の回答を受ける方の氏名、電話番号、FAX番号等を記載して下さい。
なお、企業の場合は担当の部署等を記載して下さい。
 - ②提出先：甲府河川国道事務所 河川管理課（住所等は「1 7. 連絡先等」参照）
メールの場合は以下のメールアドレスへメール送信して下さい。
ktr-kf-koubo@mlit.go.jp
メールの件名を「【公募型樹木等採取への質問】〇〇 〇〇（氏名）」として下さい。また、容量を3MB以内に納めて下さい。
 - ③受付期間：令和元年10月16日（水）から令和元年11月1日（金）まで
（持参する場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。）
- (2) 質問に対する回答
 - ①回答方法：質問者の方へ郵送、メール又はFAXで書面による回答を行います。

②回答日 : 回答をとりまとめのうえ、令和元年 1 1 月 8 日（金）までに行います。

1 6 . 無効

公募において示した参加資格のない者の申請、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の申請は無効とし、無効の申請を行った者を採取者としていた場合には、その選定を取り消します。

1 7 . 連絡先等

関係連絡先、郵送先等は以下の通りです。

	名称	所在地（郵便番号・住所）	電話番号 (FAX番号)
ア	甲府河川国道事務所 河川管理課	〒400-8578 山梨県甲府市緑が丘 1 - 1 0 - 1	(電話) 055-252-8888 (FAX) 055-252-8891
イ	甲府河川国道事務所 笛吹川出張所	〒406-0034 山梨県笛吹市石和町唐柏 7 2 0 - 3	(電話) 055-262-2821 (FAX) 055-263-5420
ウ	甲府河川国道事務所 富士川中流出張所	〒409-2305 山梨県南巨摩郡南部町内船 4 5 4 4 - 2	(電話) 0556-64-2310 (FAX) 0556-64-3554

※ 上記イ～ウの各出張所へ、申請書を持参する場合は、予め電話連絡をして下さい。（職員が不在の場合があります。）

応募様式

令和元年 月 日

甲府河川国道事務所長 殿

応募者

☐ 個人 ☐ 団体(企業)

団体名: _____

氏名: _____

住所: 〒 _____ - _____

令和元年10月16日付けで公募された、河川敷地内の樹木伐採について応募します。
応募にあたり、応募要領の内容を確認し、内容を了承し、虚偽のないことを申し添えます。

記

1. 希望する箇所、区画数、及び、区画番号

採取を希望する箇所の「第1希望」の欄に○印を記入して下さい。(1箇所のみ)

採取を希望する箇所の「希望区画数 ※2」、「希望する区画番号 ※3」を記入して下さい。

箇所	第1希望	第2希望 ※1	希望 区画数 ※2	希望する 区画番号 ※3
① 山梨県笛吹市一宮町田中地先(笛吹川)				
② 山梨県南巨摩郡身延町飯富地先(富士川)				

2. 伐採木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

☐ 薪(ストーブ、その他燃料、等)☐ その他の目的(_____)

3. 採取を希望する河川産出物の種類: 樹 木

4. 採取の期間

作業予定期間 : 月 日 ~ 月 日(のうち、 日間)を予定

5. 現地の確認状況

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

☐ 確認済み☐ まだ確認していない

6. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- (伐採方法) ☐ チェンソーにより伐採を行う。
☐ ノコギリにより伐採を行う。
☐ その他の方法により伐採を行う。(伐採方法:)
- (小割方法) ☐ 伐採した樹木は、倒木箇所では小割りし、人力によりトラックまで運搬する。
☐ 伐採した樹木は、倒木箇所では小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する。
☐ その他の方法により小割・運搬を行う。(方法:)
- (運搬方法) ☐ 伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。
☐ 伐採材は、()トラックにより日々搬出する。
☐ その他の方法により運搬を行う。(運搬方法:)
- (伐採順序) ☐ 通路脇から順次伐採を行う。
☐ その他の伐採順序()
- (枝葉処理) ☐ 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。
☐ 発生した枝葉は、一箇所に集積する。
☐ その他の方法により処理を行う。(処理方法:)

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

7. 応募者の連絡先

- 電話番号 :
 緊急連絡先 : ※ 緊急連絡先は平日の日中に連絡がとれる番号を記入して下さい。
 FAX : ※ FAX、メールアドレスは、ある場合のみ記入して下さい。
 メールアドレス :

8. 公募伐採の応募資格について

1) 参加資格の合致状況(該当する項目にチェックを入れて下さい。)

- ☐ 過去3年間に「公募型樹木等採取」の許可を受けた者のうち、著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- ☐ 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- ☐ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。
- ☐ 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。(団体(企業)による応募の場合)
- ☐ 公募期間中において、会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。(団体(企業)による応募の場合)

2) 安全対策等の実施の有無(該当する項目にチェックを入れて下さい。)

- ☐ 応募要領 9.「作業にあたっての注意事項及び、実施すべき安全対策について」を遵守します。

応募様式(記入例)

令和元年 11 月 1 日

甲府河川国道事務所 所長 殿

応募者

☐ 個人 ☐ 団体(企業)

団体名: ○○○(団体を記入)

氏名: 富士川 太郎

住所: 〒 000 - 0000

山梨県甲府市○○町○-○-○

○○ハイツ ○○○

令和元年10月16日付けで公募された、河川敷地内の樹木伐採について応募します。
応募にあたり、応募要領の内容を確認し、内容を了承し、虚偽のないことを申し添えます。

記

1. 希望する箇所、区画数、及び、区画番号

採取を希望する箇所の「第1希望」の欄に○印を記入して下さい。(1箇所のみ)

採取を希望する箇所の「希望区画数 ※2」、「希望する区画番号 ※3」を記入して下さい。

箇所	第1希望	第2希望 ※1	希望区画数 ※2	希望する区画番号 ※3
① 山梨県笛吹市一宮町中地先(笛吹川)	○		3	1～3
② 山梨県南巨摩郡身延町飯富地先(富士川)		○	5	2, 5～8

2. 伐採木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- ☒ 薪(ストーブ、その他燃料、等)
- ☐ その他の目的()

3. 採取を希望する河川産出物の種類: 樹 木

4. 採取の期間

作業予定期間: 1 月 10 日 ~ 2 月 28 日(のうち、 15 日間)を予定

5. 現地の確認状況

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- ☒ 確認済み
- ☐ まだ確認していない

応募様式(記入要領)

の箇所に記入、若しくは入力して下さい。

☐ の箇所は、チェック(し)を入れるか、塗りつぶし(■)をして下さい。

- ← 個人による応募か、団体による応募かのどちらかにチェックして下さい。
- ← 団体の場合、団体名を記入して下さい。個人による応募の場合は記入不要です。
- ← 団体の場合、連絡担当者の所属・氏名を記入して下さい。
- ← 各種書類を郵送する際の郵便番号、住所を記入して下さい。

← 応募に当たっては、応募要領の内容を良く確認して下さい。

← 資料ー1(位置図)、資料ー2(採取区域図)、資料ー3(進入路)、また、現地を確認の上、記入して下さい。

※1 「第2希望」の欄について

採取する箇所について「第2希望」がある場合には、「第2希望」の欄に○印を記入し(1箇所のみ)、「希望区画数」、「希望する区画番号」を記入して下さい。

「第1希望」の箇所に当選できなかった場合で、且つ「第2希望」の箇所の応募者等が少なく空きある場合は、「第2希望」の箇所を当選とします。

「第1希望」の箇所以外を希望しない場合は、何も記入しないで下さい。

※2 「希望する区画数」の欄について

「複数の区画の採取」を希望する場合、その区画数を記入して下さい。(上限はありません。)

(ただし、応募状況に応じて採取区画数は適宜こちらで調整し、減じます。)

記入されていない場合は「1区画のみを希望している。」と見なします。

※3 「希望する区画番号」の欄について

採取を希望する区画がある場合、その区画番号を記入して下さい。

(ただし、希望する区画が重複する場合、適宜こちらで調整します。)

希望する区画は無く、どの区画でも良い場合は、記入は不要です。記入されていない場合は、記入されていない場合は「どの区画でもよい。」ものとみなします。

← その他の目的の具体的な内容を、()に記入して下さい。

← 記入は不要です。(今回採取する河川産出物は「樹木」です。)

← 申請時点における予定を記入して下さい。(後ほど変更となっても構いません。)
(ただし、採取期間は令和元年12月2日～令和2年3月13日の間です。)

← 現地を確認しているか?、まだ確認していないか?を記入して下さい。

6. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- (伐採方法) ■ チェンソーにより伐採を行う。
☐ ノコギリにより伐採を行う。
☐ その他の方法により伐採を行う。(伐採方法:)
(小割方法) ■ 伐採した樹木は、倒木箇所でも小割りし、人力によりトラックまで運搬する。
☐ 伐採した樹木は、倒木箇所でも小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する。
☐ その他の方法により小割・運搬を行う。(方法:)
(運搬方法) ☐ 伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。
■ 伐採材は、(2)トラックにより日々搬出する。
☐ その他の方法により運搬を行う。(運搬方法:)
(伐採順序) ■ 通路脇から順次伐採を行う。
☐ その他の伐採順序()
(枝葉処理) ☐ 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。
■ 発生した枝葉は、一箇所に集積する。
☐ その他の方法により処理を行う。(処理方法:)

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

7. 応募者の連絡先

電話番号	:	000-0000-00000	緊急連絡先は平日の日中に連絡がとれる
緊急連絡先	:	000-0000-00000	※ 番号を記入して下さい。
FAX	:	000-0000-00000	※ FAX、メールアドレスは、ある場合のみ記入して下さい。
メールアドレス	:	000@0000.jp	

8. 公募伐採の応募資格について

- 1) 参加資格の合致状況 (該当する項目にチェックを入れて下さい。)
- 過去3年間に「公募型樹木等採取」の許可を受けた者のうち、著しく不誠実な行為のあった者ではない。
 - 直近1年間の税を滞納している者ではない。
 - 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。
 - 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。(団体(企業)による応募の場合)
 - 公募期間中において、会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。(団体(企業)による応募の場合)
- 2) 安全対策等の実施の有無 (該当する項目にチェックを入れて下さい。)
- 応募要領 9.「作業にあたっての注意事項及び、実施すべき安全対策等について」を遵守します。

応募様式(記入要領)

- ← その他の方法の具体的な内容を、()に記入して下さい。
 - ← その他の方法の具体的な内容を、()に記入して下さい。
 - ← トラックの積載重量を、()に記入して下さい。
 - ← その他の方法の具体的な内容を、()に記入して下さい。
 - ← その他の伐採順序を具体的に、()に記入して下さい。
 - ← その他の方法の具体的な内容を、()に記入して下さい。
 - ← その他、作業に関する事項を、()に記入して下さい。
- ← 緊急連絡先は平日の日中に連絡がとれる番号を記入して下さい。
(電話番号と同じでも構いません)

- ← 自己申告です。虚偽の記載が無いようにして下さい。
虚偽の記載が発覚した場合は、選定・許可を取り消す場合があります。

【参考1】公募型樹木伐採における手続きの流れ

	手続き行程	期間(予定)	手続き実施		手続きの手段					手続きに必要な書類 (※5)
			伐採者	国交省	郵送 (※2)	持参 (※3)	メール (※4)	FAX (※3)	備考・その他	
1	伐採者の公募	R1.10.16 ~ R1.11.1		○					1)当事務所のHP 2)各市町村広報誌 3)事務所及び各出張所で配布(※3)	
2	公募型樹木伐採への 応募申請	R1.10.16 ~ R1.11.1	○		○	○	○	×		①応募様式
3	実施者の選定 選定結果の通知	R1.11.5 ~ R1.11.8		○	○				こちらから郵送します。 (応募者の全員宛に)	
4	河川法許可の申請 (河川法25条)	R1.11.8 ~ R1.11.15	○		○	○	×	×	申請書には印鑑が必要のため、郵送か持 参に限ります。	②河川法許可申請書 ③作業計画書
5	河川法許可審査 許可書の発行 (河川法25条)	R1.11.25 ~		○					こちらから郵送します。 (申請者の全員宛に)	
6	樹木伐採の着手	R1.12.1 ~	○		○	○	○	○		④着手届
7	樹木伐採の完了	~ R2.3.13	○		○	○	○	○		⑤完了届 ⑥アンケート(※6)

※1 期間については、現時点における予定です。変更する場合があります。

※2 郵送する場合の住所

〒400-8578 山梨県甲府市緑が丘1-10-1 甲府河川国道事務所 河川管理課 宛

※3 応募要領の配布場所、持参する場合の住所・連絡先等

平日でも不在の場合があるので、出掛ける前に必ず電話連絡して下さい。

名称	所在地住所	電話番号	FAX番号
ア 甲府河川国道事務所 河川管理課	山梨県甲府市緑が丘1-10-1	055-252-8888	055-252-8891
イ 甲府河川国道事務所 笛吹川出張所	山梨県笛吹市石和町唐柏720-3	055-262-2821	055-263-5420
ウ 甲府河川国道事務所 富士川中流出張所	山梨県南巨摩郡南部町内船4544-2	0556-64-2310	0556-64-3554

※4 メール送信する場合のメールアドレス ktr-kf-koubo@mlit.go.jp

※5 手続きに必要な書類の様式等については、郵送時に同封します。

※6 アンケートについて、今後の実施をする際に参考とするため、できる限り御協力をお願いします。
(今回の実施に当たり、過去のアンケート結果を基に、一部改良しています。)

【参考2】
昨年度の「公募型樹木等採取」におけるアンケートでいただいた主な意見、及び、その対応状況

項目	主な意見の内容	対応状況
1 木の太さ	・「細い」「少ない」と言う意見が見られた。 ・木の情報(種類・太さ・本数)を予め示して欲しい。	・今回の募集では、あらかじめ「区画割り」をしています。 ・応募要領の採取区域の図(資料－2)に、代表的な木の情報(太さ、本数、種類等)を記載しています。 ・できるだけ現地を確認してから応募して下さい。
2 枝の存置	どれくらいの枝をおいていいかわからない	直径2cm程度の枝は良いとしていますが、極端に長いものなどはご遠慮ください。また、1,2箇所にとめて置くようにお願いします。
3 手続き	簡略化して欲しい。 ・メール、オンライン等で出来るように ・郵送は、やめて欲しい	・可能な範囲で簡略化しました。 (募集への応募、樹木採取の着手・完了等の一部の手続きは、メール・FAX等でも可能です。) ・ただし、<u>河川法25条の申請書は「印鑑」が必要となるため、郵送・持参に限りま</u>す。(持参の場合は、各出張所でも受け付けられるようにしました。) ・「今後の手続きの流れ」を添付していますので、参考にして下さい。

※ 昨年度の「公募型樹木等採取」において、アンケートに御協力いただき、ありがとうございました。
アンケートでいただいた意見に対して、可能な範囲で対応しています。
今回の実施においても、アンケートへの御協力をお願いします。